

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 中小企業退職金共済掛金

Q : 将来、従業員に対して支払う退職金については、かねてから頭をいためています。

最近、中小企業退職金共済制度があることを聞いたのですが、この掛金の税務上の取扱いはどうなりますか。

A : 掛金は損金算入が認められます。

【解説】

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

事業主が勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（機構・中退共本部）と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われます。

掛金は、すべて事業主負担で、一定の国庫補助金制度があり、加入事業者が払い込んだ掛金は損金算入されます。

ただし、この掛金を損金に算入する時期は、現実に支払った日の属する事業年度とされていますので、未払部分については、たとえその掛金に係る期間を経過していたとしても、損金に算入することはできません。

また、掛金は被共済者である従業員の給与所得にはならず、退職時に受ける共済給付金が退職所得として課税されることとなります。

